令和８年10月22日
第20回教育委員会定例会資料
教育部学校給食課

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」及び「食物アレルギー対応実施手順書」の改正について

１　概要

「立川市学校給食における食物アレルギー対応方針」（以下、「対応方針」という。）及び「食物アレルギー対応実施手順書」（以下、「実施手順書」という。）は、市立中学校での食物アレルギー対応開始に伴い令和４年度10月に大幅改正、令和６年度10月に学校給食費の無償化等を踏まえた改正を行い、現行の内容としている。

この度、学校現場での食物アレルギー対応の実践状況を踏まえ、安全・安心を前提とした配膳業務や学校における食物アレルギー対応を行うため、対応方針及び実施手順書に記載された対応の確認手順の一部を整理するとともに、令和８年に実施された国の制度変更、新薬の発売、本市の学校給食における食物アレルギー研修の体系化等を踏まえた改正を行う。

２　改正内容

（１）対応方針について

①配膳員の食物アレルギー対応チェック表を導入したことによるもの
・チェック表を用いて確認することを明示

②緊急性の高いアレルギー症状を発症したときの給食提供の停止によるもの
・新規発症時の項目に追記

③給食を喫食したことが原因でアレルギー症状を発症した場合の報告によるもの
・対応について明示

④国の制度変更によるもの
・消費者庁が定める特定原材料等の変更（令和８年４月１日）

⑤アドレナリン製剤の新薬が発売されたことによるもの
・鼻腔内エピネフリン製剤ネフィー®（令和８年２月12日発売）

⑥学務課・指導課・学校給食課で、食物アレルギー対応研修資料を作成したことによるもの
・研修の実施の項目に、研修の体系化をした旨を記載

（２）実施手順書について

②配膳員の食物アレルギー対応チェック表を導入したことによるもの
・配膳室の食物アレルギー対応チェック表を使用することに関する改正

③給食を喫食したことが原因でアレルギー症状を発症した場合の報告によるもの
・症状発症時の報告先を明確化するための改正

④「食物アレルギー確認書」の調査方法の追加によるもの
・「食物アレルギー確認書」を電子申請フォームでの調査を可能とするための改正

①アドレナリン製剤の新薬が発売されたことによるもの
・新薬への対応を明確化するための改正

３　施行日

令和８年11月１日（令和８年４月１日適用）